東京農業大学入学前の既修得単位の認定に係る取扱要項

東京農業大学学則第 15 条の 5 に基づき、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に他の大学または短期大学（高等専門学校・専修学校・外国の大学等を含む。以下「大学等」という。）を卒業または中途退学し、その在学中に単位を修得している場合は、本学での修得単位（卒業要件単位）として次の要領で認定します。

１　単位認定の方法

本学が指定する期日までに、下記の申請書類を各キャンパスの担当部署に提出または郵送してください。

申請書類を本学認定委員会が審査し、教育上有益と認めるときは、東京農業大学にあっては上限 30 単位の範囲内で認定します。

２　申請書類

⑴　入学前の既修得単位認定申請書

⑵　成績証明書

⑶　講義要項（シラバス等）の写し　※本学の授業科目として認定する「振替認定」の科目のみ

⑷　「単位の計算基準（1 単位修得のための授業時間数）が英語または日本語で記載された資料」
※専修学校・外国の学校の場合のみ

３　申請先（※郵送先）

学部名	申 請 先	申請先住所
農学部	農学部 学生教務課	〒243-0034 神奈川県厚木市船子 1737 046-270-6225
応用生物科学部 生命科学部 地域環境科学部 国際食料情報学部	世田谷キャンパス 教務課	〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1 03-5477-2225
生物産業学部	生物産業学部 学生教務課	〒099-2493 北海道網走市八坂 196 0152-48-3813

４　申請期間　：　2025 年 3 月 18 日（火）

申請順に認定をしますので、お早めに提出をお願いいたします。申請日によっては履修登録の際に反映できない場合がありますのでご注意ください。

５　認定結果の通知

入学後、学生ポータルで通知します。

６　申請上の留意事項（※記入例を参照のこと）

⑴　本学の開講科目は、ホームページ（http://www.nodai.ac.jp/）で確認することができます。
各学科のサイトの「カリキュラム」に配当科目一覧が掲載されています。また、シラバス（※科目内容の説明）はトップページから検索することができます。

【カリキュラム】

<ホームページより>

<開講科目一覧>

【シラバス】

<ホームページのトップページ>

<シラバス検索ページ>

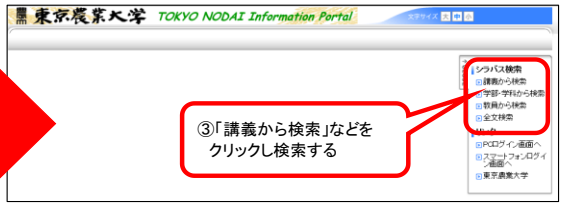

⑵　認定種別は、以下の 2 つです。

①**「振替認定」**：　入学前に修得した単位で、本学で開設している授業科目と内容が同一と認められる場合に、本学の授業科目として認定する。成績証明書の評価欄には、「認定（N）」と表示される。

（注）教職課程科目及び学術情報課程科目は申請の対象外。

②**「一括認定」**：　入学前に修得した単位で、本学で開設している授業科目に振替えることができない科目で、「振替認定」の単位数との合計が、認定上限単位数（30 単位）を超えない範囲で認定する。

成績証明書の科目名欄には“1 年次入学生の既修得単位”と表記され、単位数は合計が表示される。なお、評価の表示はなし。

（注）　認定された単位のうち学科毎に卒業要件単位に含めることができる。詳細については、「学生生活ハンドブック」を参照のこと。

⑶　**「振替認定」**については、以下の認定要件①～③に従い、申請してください。要件を満たさない申請があった場合、当該科目の申請が無効になることがあります。また、**要件を満たした申請科目であっても、認定委員会の審査の結果によっては認定されないことがあります。この場合、振替認定されなかった申請科目については、**「一括認定」の科目として“1 年次入学生の既修得単位”に加算されます。

①認定要件：「振替認定」を申請する場合、認定を申請する本学科目の単位数以上であること。

例	既修得の科目（単位数）	申請科目（単位数）	認定要件
1	A（2 単位）	a（2 単位）	○
2	B（3 単位）	b（2 単位）	○
3	C（1 単位）	c（2 単位）	×

②認定要件：　複数の既修得科目の単位数を合算することにより、本学科目の単位数を超える場合は、申請が可能。

例	既修得の科目（単位数）	申請科目（単位数）	認定要件
4	D（1 単位）＋ E（1 単位）	d（2 単位）	○

③認定要件：　既修得の１科目の単位数を超えない範囲で、複数の本学科目の申請が可能。

例	既修得の科目（単位数）	申請科目（単位数）	認定要件
5	F（4 単位）	f（2 単位）＋ g（2 単位）	○

⑷　「入学前の既修得単位認定申請書（様式 1）」に記入された科目名が、成績証明書およびシラバスに記載された科目名と一致しない等の不備があった場合、当該科目の申請が無効になることがあります。本要項および別紙記入例を熟読のうえ、申請してください。

⑸　入学前の既修得単位の認定が申請できるのは、在学期間中１回のみです。申請後の追加・変更は、一切受付けません。また、一度「振替認定」された科目は「修得済み」として取り扱われ、認定後に同じ科目を履修することはできませんのでご注意ください。在学生が申請する場合、既に履修された科目を（修得の有無に関わらず）「振替認定」することはできません。

⑹　認定された科目の単位数は、年間および半期ごとの履修登録単位数の上限（キャップ制）に含まれません。

※「キャップ制」…　本学では、学科ごとに下記のとおり履修登録できる上限単位数として年間、半期ごとの制限を設けています。

⑺　【重要】履修登録について、本学では、事前に定められた履修登録期間中に、学生が大学ホームページから web 履修システムにアクセスして登録手続きを行います。その際、必修科目については、最初から自動登録されている状態になっていますので、「振替認定」された必修科目は、必ず登録を削除してください。削除しなかった場合、年間および半期ごとの履修登録単位数の上限（キャップ制）の対象としてカウントされます。

⑻　【重要】本学の必修科目「情報基礎（一）」が「振替認定」された場合であっても、当該科目の授業内で実施される「情報倫理教育」を、別途受講しなければなりません。詳細は、各キャンパスの担当所管窓口で確認してください。

⑼　振替認定する科目は特段の理由がないのであれば、必修科目と選択必修科目のみ申請することを勧めています。選択科目の振替認定をした場合、その科目の履修ができなくなります。選択科目が不足した場合に時間割上卒業に影響がある場合があります。